

新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）について

真室川町内で新規に農業経営を開始する方に対して、経営が安定するまでの営農資金として、農林水産省の補助金を予算の範囲内で交付します。

1 経営開始資金について

～ 交付要件 ～

- ①独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- ②農地の所有権又は利用権を有し、農業機械・施設を本人が所有又は借用していること
施設は災害に備えて保証等に参加している又は加入予定であること
- ③生産物や生産資材等を本人名義で出荷・取引し、経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理すること
- ④生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付金等を受けていないこと
- ⑤親等から農業経営を継承する場合、新規作目の導入や経営多角化等の取組を行うこと

交付金額・交付期間について

- (1) 交付金額・・・年額 150 万円
- (2) 交付期間・・・原則、上期・下期に分けて年 2 回交付（経営開始後 3 年度目まで）

※世帯の前年所得が 600 万円を超える場合は「交付停止」となります。

※総所得にはこの補助金は含まず、農外所得（冬期間の就労等）を含みます。

※夫婦で農業経営を行う場合は、上記の金額×1.5 による額となります。

2 経営発展支援事業について

～ 交付要件 ～

- ①独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
※旧制度である農業次世代人材投資資金を受給している人は非該当
- ②農業を開始して 5 年後までに農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上 1 割増等）を立てること
- ③初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること

交付金額・補助率・対象経費について

- (1) 事業額・・・50万円～上限1,000万円
(「経営開始資金」の交付対象者は上限500万円)
- (2) 補助率・・・国1/2、県1/4、本人1/4
- (3) 対象経費・・・機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、
機械等リース料等(汎用性の高いトラクター等は不可)

3 申請時に必要なこと

- ・役場や農協と相談しながら、栽培作物・面積、資金、導入設備、農業従事日数(年間150日以上かつ年間1,200時間以上)を検討し、収支計画等を作成します。
- ・同計画の認定審査会を経て、町の認定新規就農者となる必要があります。
- ・就農状況の報告のため、作業日誌、帳簿、決算書を作成し、面談の際に提出していただきます。報告は、補助金交付終了後も必要です。
- ・上期(1～6月分:7月下旬)、下期(7～12月分:1月下旬)に役場で面談します。
その他、農地での営農状況の確認、中間評価も行います。
- ・冬期間も農業への従事が必要です(例:ハウス除雪、農機具整備、農業簿記学習など)。

4 その他

- ・国の補助金による事業であるため、交付要件を満たさなくなった場合、交付中止となるとともに、過去に遡っての補助金返還が生じる場合があります。
- ・このチラシに記載した内容以外にも、様々な規定があります。詳細は役場農林課農政係までお問い合わせください。

問合せ先

真室川町農林課 農政係

Tel: 62-2052 (内264)